

尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題等のプラスチックに係る環境問題の対策として、イベントでの使い捨てプラスチック代替製品の利用を促すことにより、使い捨てプラスチックの使用を削減するとともに、その取組を周知することにより、プラスチックごみ削減に係る市民及び事業者の意識啓発を行うため、尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付手続等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「イベント」とは、大会、式典、マルシェ、祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催し等をいう。
- (2) 「団体」とは、自治会、商店会、事業者（商業、工業その他の事業を営むもの（国及び地方公共団体を除く。）をいう。）、NPO法人、自治会や事業者等により組織される実行委員会その他市長が認める団体をいう。
- (3) 「飲食用容器等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 飲食用容器
 - イ フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、ストロー
 - ウ その他市長が認めるもの
- (4) 「リユース食器等」とは、高温で殺菌及び洗浄することにより繰り返し利用できる飲食用容器等、箸及びその他市長が認めるものをいう。
- (5) 「プラスチック代替容器等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 紙、木などプラスチック以外の素材でできた飲食用容器等
 - イ 食べられる素材でできた飲食用容器等及び箸
 - ウ プラスチック製の飲食用容器等であって再生プラスチックを配合したもの（公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。）
 - エ プラスチック製の飲食用容器等であってバイオプラスチックを配合したもの（一般社団法人日本有機資源協会又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る。）
 - オ プラスチック製の飲食用容器等であって鉱石などを配合したもの（プラスチック使用量が50重量パーセント未満のものに限る。）
 - カ その他市長が認めるもの
- (6) 「使い捨てプラスチック代替製品」とは、リユース食器等及びプラスチック代替容器等をいう。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和5年4月1日以降に、イベントで使用するリユース食器等を借り受けし、又はプラスチック代替容器等を購入する事業とする。

- 2 補助対象事業の詳細、補助金の交付の条件、補助対象事業に要する経費のうち補助金を充てることができる部分（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等に関しては、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の

いずれにも該当する者とする。

- (1) イベントを主催又は共催する団体又は個人（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 団体等が、尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という）でないこと。

2 補助対象者は、1 イベントにつき 1 団体等とする。（1 イベントに対し、2 以上の団体等から補助金の交付申請があった場合は、最も先に第 6 条に規定する交付申請を行い、受付が行われた団体等（2 以上の交付申請が同時になされた場合又はその先後が明らかでない場合にあつては、抽選により決定した団体等）を補助対象者とする。）

（補助対象イベント）

第 5 条 本補助金の交付の対象となるイベント（以下「補助対象イベント」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体等が主催又は共催するイベントが尼崎市内で行われること。
- (2) 参加者を広く募集し、不特定多数の市民等が参加申込又は参加できるイベントであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象イベントが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本補助金の交付対象としない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 特定の思想、宗教の布教又は勧誘及び政治的活動に基づくもの
- (3) 市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させる場合又はそのおそれがある場合
- (4) この要綱における補助対象経費について、国、地方公共団体等の定めた他の制度により補助又は助成等を受けている場合
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

（交付の申請及び実績報告）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）及び事業実績報告書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書及び事業実績報告書の提出に関して、市長が別に提出期限を定める場合は、その期限までによるものとする。

（交付決定及び補助金の支払い）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による交付申請書の提出があつたときは、当該交付申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、別表第 1 又は別表第 2 の定めるところにより本補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、当該交付申請者に補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 3 号）を通知し、また、本補助金を交付するものとする。この場合において、市長は適正な交付を行うために必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

2 前項の規定による本補助金の交付決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）は、交付申請を受けた順序（2 以上の交付申請が同時になされた場合又はその先後が明らかでない場合にあつては、それらについて抽選により決定した順序）により、予算の範囲内で行うものとする。

3 市長は、交付決定等について、当該補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができるものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による審査により、本補助金を交付することが適当でないと認めたと

きは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付決定等を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条の規定による報告等について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (6) 暴力団等に該当するとき。
- (7) 本補助金の交付により暴力団の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付が不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて本補助金の返還を命ずるものとする。

（事業に係る報告等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、補助対象事業について随時報告を求め、又は指導及び調査することができるものとする。

（事業完了後の監査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

（物品の管理等）

第11条 交付決定者は、補助対象事業により取得した物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（市が行う広報啓発に関する交付申請者の協力）

第12条 交付申請者は、補助対象事業実施中又は補助対象事業完了後において、市が行うプラスチックごみ削減に係る広報啓発に関して、補助対象事業に係る資料や写真の市への提供、市からのインタビュー等に協力するとともに、交付申請者は、自ら、市民及び来場者等に対して使い捨てプラスチック代替製品の利用を促すため、SNS、Web等を活用した情報発信などの広報・啓発に努めるものとする。

（細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業名	リユース食器等の借り受け費の補助事業
補助対象事業の内容	イベントで使用するリユース食器等をレンタル（賃貸借契約）で借り受けることにより実施する事業
補助金の交付の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 紙又は発泡スチロール以外で、繰り返し使用することを目的としたメラニン、ポリプロピレンや強化磁器等で製造された割れにくく破損しにくいリユース食器等を使用すること。 2 使用するリユース食器等を衛生的に洗浄及び保管できる施設を有する事業者から借り受けし、その使用に際しては、衛生的な環境の下で使用すること。 3 イベント開催日前に、補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等により発信を行うことにより、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施すること。 4 イベント開催期間中に、市民及び来場者等に対し補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等のうち、少なくとも 2 種の方法を用いて発信を行うことにより、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施すること。 5 「もったいない！あまがさき 推進店」認定制度実施要綱第 3 条の規定による認定を受けること。
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 リユース食器等の借り受け費（当該イベントで使用する見込み個数までとする。） 2 リユース食器等の借り受けに係る送料 3 食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の借り受け費 4 食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の借り受けに係る送料
補助率	3 / 4
補助金の額	補助対象経費の合計額に補助率を乗じた額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1 補助対象イベントにつきプラスチック代替容器等の購入費の補助事業に係る補助金の合計額とあわせて 200,000 円を上限とする。

備考

- 1 補助対象者の過失による紛失や破損による弁償額は、補助対象としない。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としない。
- 3 補助対象経費は、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費弁償額とする。

別表 2

補助対象事業名	プラスチック代替容器等の購入費の補助事業
補助対象事業の内容	イベントで使用するプラスチック代替容器等を購入する事業
補助金の交付の条件	<p>1 イベント開催日前に、補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等により発信を行うことにより、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施すること。</p> <p>2 イベント開催期間中に、市民及び来場者等に対し補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等のうち、少なくとも 2 種の方法を用いて発信を行うことにより、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施すること。</p> <p>3 「もったいない！あまがさき 推進店」認定制度実施要綱第 3 条の規定による認定を受けること。</p>
補助対象経費	プラスチック代替容器等の購入費（当該イベントで使用する見込み個数までとする。）
補助率	1 / 2
補助金の額	補助対象経費の合計額に補助率を乗じた額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1 補助対象イベントにつきリユース食器等の借り受け費の補助事業に係る補助金の合計額とあわせて 200,000 円を上限とする。

備考

- 1 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としない。
- 2 補助対象経費は、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費弁償額とする。